

北海道演習林標本・試料利用内規

令和2年7月1日制定
令和3年4月20日改正

(目的)

第1条

この内規は、東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林（以下、「北海道演習林」という。）が所蔵する標本・試料の公正で秩序ある利用を実現することを目的とする。

(標本・試料、標本・試料利用および標本・試料利用者の範囲)

第2条

この内規に定める標本・試料とは、北海道演習林の業務(外部資金によるものを含む)として取得した標本・材料・試料(微生物、土壌、岩石、動植物等)のうち、未公表のものをいう。

- 2 標本・試料利用とは、前項で定めた標本・試料を対象として、観察・測定・分析し、研究等の目的に利用することをいう。
- 3 標本・試料を利用できる者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 研究教育機関の教職員及び学生等で研究のために標本・試料を利用する者。
 - (2) (1)以外の者で、北海道演習林の教職員と共同で研究を行う者
 - (3) 教育、社会連携を目的とした利用、または公共性の高い事業での利用で、その利用目的に照らして北海道演習林長が適当と認めた者
- 4 標本・試料利用者とは、第4条にて許可されたデータ利用申請書に記載された、利用申請者と共同利用者とする。

(標本・試料利用の手続き)

第3条

利用申請者は、北海道演習林が定める標本・試料利用申請書(様式E)に従い所定の事項を記入の上、北海道演習林長へ提出するものとする。

(標本・試料利用の許可、許可証の有効期間)

第4条

北海道演習林長は、前条の申請に対して当該申込者が標本・試料利用者として適当かどうかを判断する。標本・試料によっては、破壊的分析の制限等の条件をつけた上で許可する場合がある。北海道演習林長が標本・試料の利用を許可したときは、利用申請者に標本・試料利用許可証を交付する。

- 2 標本・試料使用許可証の有効期間は、許可証発効日の属する年度の末日までの一年間を超えない期間とし、同期間の延長を希望する場合は、許可期間満了前に、第3条の手続を改めて行うものとする。

- 3 標本・試料使用許可証の有効期間が満了した場合には、貸与を受けた標本・試料類はすみやかに返還するものとする。ただし、提供された標本・試料のうち返却不要とされたものや、分析や播種、植栽等によって返却不能になるもの、提供された標本・試料を用いて標本・試料利用者が作成した成果物（DNA 抽出物等）に関しては、本条前段の返還規定を除外するものとする。

(成果の公表)

第5条

成果とは、提供された標本・試料を用いて標本・試料利用者によって作成された成果物（著作物）を指す。公表とは、卒業論文・修士論文・博士論文を含む印刷物の作成、学会誌や書籍等の出版物への掲載、学会等の集会における発表・展示、インターネット上の公開等のことをいう。

- 2 標本・試料利用者は、提供された標本・試料を用いた研究成果を発表または投稿する場合は、北海道演習林所有の標本・試料を利用したことを明記しなければならない。
- 3 標本・試料利用者は、成果が公表された場合、成果公表物（コピー2部、別刷2部、PDF、URL等）をすみやかに北海道演習林長に提出するものとする。
- 4 公表された成果の取扱いについては、著作権法の定めに従うものとする。

(標本・試料利用者の義務)

第6条

標本・試料利用者は、提供された標本・試料および提供された標本・試料から作成した未公表の成果を標本・試料利用者以外の第三者に提供することを禁ずるものとする。

- 2 標本・試料利用者は、提供された標本・試料および提供された標本・試料から作成した未公表の成果を厳重に管理し、外部への流出を禁ずるものとする。
- 3 提供された標本・試料および提供された標本・試料から作成した未公表の成果を、標本・試料等使用願に記載した標本・試料利用者以外の方がアクセス可能な場所におくことを禁ずるものとする。
- 4 提供された標本・試料を用いた成果のうち、未公表のものについて、標本・試料使用許可証の有効期間外においても、標本・試料利用者の責任において、本内規の趣旨に鑑み厳正に管理するものとする。

(利用許可の取消と罰則)

第7条

北海道演習林長は、標本・試料利用者がこの内規に違反したときは、標本・試料利用の許可取り消しまたは標本・試料利用中止を命ずることができるものとする。

- 2 前項の取り消しまたは中止を命ぜられた標本・試料利用者は、北海道演習林から貸与・提供を受けた標本・試料類のうち返却可能なものはすみやかに返還するものとする。これには、提供された標本・

試料を用いて標本・試料利用者が作成した成果物（DNA 抽出物等）も含む。

- 3 北海道演習林長は、違反した標本・試料利用者に対して、北海道演習林の利用ならびに標本・試料の利用を当分の間、制限することができるものとする。

附則 この規則は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附則 この規則は、令和 3 年 4 月 20 日から施行する。